

竹富町道路占用料徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路法(昭和27年法律第187号。以下「法」という。)の規定により、町が管理する道路の占用について法及び道路法施行令(昭和27年政令第479号)に定めるもののほか、竹富町道路占用料徴収条例(平成24年竹富町条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用の許可申請)

第2条 法第32条第1項の規定による道路の占用の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 道路占用場所の位置図
- (2) 道路占用場所の平面図
- (3) 占用物件の設計書、仕様書及び構造図
- (4) 前3号の掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(占用許可証の通知)

第3条 町長は、前条、次条及び第5条の規定に基づき許可を与えた場合は、許可証(様式第2号)により申請者に許可を通知する。

(占用の変更許可申請)

第4条 前条の規定による許可を受けた者(以下「占用者」という。)が、法第32条第3項の規定による変更許可を受けようとするときは、道路占用変更許可申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請に添付しなければならない書類については、第2条第2項の規定を準用する。

(占用の期間更新申請)

第5条 占用者は、占用許可の期間満了後引き続き、占用の許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の30日前までに、道路占用期間更新許可申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(占用物件の管理義務)

第6条 占用者は、占用物件の維持及び修繕に努め、破損、汚損等によって美観、交通その他道路管理上支障を来さないようにしなければならない。

(占用の廃止と現状回復)

第7条 占用者は、占用許可の期間中に、自己の都合により占用を廃止したときは、速やかに現状回復を行い、道路占用廃止・現状回復届(様式第5号)を町長に提出し、検査を受けなければならない。

2 法第40条第1項、第71条第1項又は第2項の規定に基づき道路を現状回復するときも、前項を準用する。

(1) 法第40条第1項、第71条第1項又は第2項の規定に基づき道路を現状回復するために要する費用は、占有者の負担とする。

(2) 町長は、第1項の検査をした場合において、現状回復又は当該工事が適当でないと認めるときは、工事の再工事又はその他必要な措置を命ずることができる。この場合において、これらに要する費用は占有者の負担とする。

(権利の譲渡及び承継)

第8条 占有者は、町長の許可を受けなければその権利を他人に譲渡し、賃貸し、又は担保に供することはできない。

2 占有者について相続又は合併があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該許可に係る行為を承継すべき法人又は合併により設立された法人)は、当該占有者の権利を承継する。

3 第1項の許可を受けようとする者は道路占有権譲渡許可申請書(様式第6号)を、前項の規定により占有者の権利を承継した者は道路占有権承継届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(住所等の変更)

第9条 占有者が住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく道路占有者住所等変更届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(占有取消通知書)

第10条 町長は、法第71条第1項又は第2項の規定に基づき道路占有の許可を取り消したときは、道路占有許可取消通知書(様式第9号)を交付するものとする。

(占有許可の標示)

第11条 占有者は、前条の規定により許可証の交付を受けたときは、占有場所の見やすい箇所に道路占有許可済(様式第10号)の標札を標示しなければならない。ただし、町長が標示することが困難等の理由により認めるときは、この限りでない。

(道路予定地の占有)

第12条 この規則は、法第91条第2項に規定する道路予定地について準用する。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。